

あおみ建設株式会社の会社更生法手続に係る対応等について

経過

日 時	内 容 等
【参考】 7月29日	公募型指名競争入札実施の公告開始 ※応募受付期間 8/5～8/8、 ※応募業者数 3社 (うち1社(東洋建設)は、独占禁止法違反により指名しないものとした)
8月29日	入札執行 ※6社中6社が最低制限価格(予定価格の85%)であった為、くじの結果あおみ建設が落札。
9月3日	仮契約
9月19日	臨時議会にて工事請負契約案が議決 (契約額 100,841,160円)
10月8日	あおみ建設から前払金請求 (49,300千円) [支払日 10月28日]
10月17日	あおみ建設が、村内業者と下請契約 (狩野、東條、グリーン、大呂、諸岡、松崎の6社)
2月19日 (木)	臨時議会において変更契約案が議決 工 事 名 : 長生村管渠建設工事 (その38) 工事場所 : 長生村一松地先 工 期 : 平成20年3月20日～平成21年3月26日 請負金額 : (変更前) 100,841,160円 (変更後) 111,073,200円 10,232,040円の増額 ※執行状況 : (契約額) 111,073,200円 - (前払金) 49,300千円 = (残額) 73,773,200円
18:45	あおみ建設から、FAXにて会社更生手続開始申立の連絡あり
2月20日 (金) 午前	長生村土建組合来庁 (狩野建設、東條造園、グリーン興業) 《⇒村に報告、相談等》
14:00～ 14:40	あおみ建設に事情聴取[第1回目] 場所: 庁舎1階相談室、出席者: つぎのとおり [あおみ建設] 星野営業部長、山崎課長、堤所長、渡辺氏 [県下水道公社] 石井副主幹、二宮氏 [村] 鶴澤副村長、(下水) 田辺課長、芝崎主幹、根本主事 (総務) 芝崎主幹、松本
	【村】
	【あおみ建設】
	工事は継続できるのか? 工期内完成を目指す
	下請の村内業者に係る未入金について、どう対応するのか? 2/26開催の債権者説明会に出席するようお願いした
	管財人はだれになるのか? 正式な回答は後日報告
	会社更生手続はDIP型になる(現経営陣から管財人を選び、事業を継続しながら再建を図るという方式)
16:00	長生村土建組合長(狩野建設)来庁 《⇒組合長に、あおみ建設との事情聴取の内容を報告》
2月23日 (月)	長生村土建組合長(狩野建設)来庁 《⇒経過確認》

2月24日 (火) 9:00～ 9:20	あおみ建設に事情聴取[第2回目] 場所: 副村長室 出席者: [あおみ建設] 山崎課長、堤所長 [村] 鶴澤副村長、 (下水) 田辺課長、芝崎主幹、(総) 中村課長、松本
	【あおみ建設】
	【村】
	工事を再開したいがよろしいか? 本社から確認がとれていればよろしい。ただし、こちらは会社更生法に基づき催告書を送出する。
	前回の質問については調査中です。 わかり次第速やかに報告すること。
16:00	長生村土建組合長(狩野建設)に法律相談の件で連絡 (3/15午後1時に今井弁護士に相談できるように住友法律相談を予約する) あおみ建設に建設工事請負契約に係る催告書送付 ※会社更生法第61条第2項の規定によるもの。 ※県側産時対応マニュアルの機軸に準じ、内容証明郵便で送付した。
2月25日 (水)	長生村土建組合(東條造園、大呂)来庁 《⇒経過確認》
2月26日 (木) 午後	今井弁護士に電話で相談(下請業者への未払い金に係ること) ①工事残金を下請業者に優先的に払わせることについて⇒不可能とのこと。 ②工事請負契約書中の第三者受買のことについて⇒相手側の管財人が了承すれば良いと思うが、可能性は極めて低いとのこと。
2月27日 (金) 9:20	長生村土建組合(東條造園)来庁 《⇒債権者説明会の報告》
10:00	あおみ建設から「工事継続願」が提出される あわせて、入札参加申請書記録事項変更届提出(代表者変更)
14:00	今井弁護士に相談 《⇒会社の手続を優先し、逐次報告されたいとのこと。》
3月2日 (月) 午前	長生村土建組合(東條造園)来庁 《⇒経過確認》 (3/5 午前8時に、村内下請業者の社と村で打ち合せをすることを確認する)
16:40	あおみ建設(営業担当)来庁 《⇒下請業者と連絡をとり、きちんと対応しては)いと伝えた。》
3月6日 (木) 9:00 ～10:10	長生村土建組合の下請3社と協議 《⇒業者から質疑要望を受け、村から回答できるものについて後日連絡》